

高松市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、
その結果に関する報告及び意見を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公
表します。

令和 4 年 6 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

令和4年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



史跡高松城跡玉藻公園

高松市監査委員

行 政 監 查

令和4年度行政監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

総務局、環境局、出納室

令和4年4月11日から6月9日まで

2 監査対象事務

行政事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度

4 監査の方法

「令和4年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について」をテーマに行政監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、別記のとおり、おおむね適正に処理されていた。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

《参考》令和4年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和4年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

これにより、ホームページ等を活用した情報発信を積極的に行っている一方で、情報格差への取組の一つとして、紙媒体である印刷物も多く利用されている。

そこで、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施する。

令和4年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた 印刷物等による情報提供について

1 監査の目的

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めており、これにより、ホームページ等ソーシャルメディアを活用するほか、紙媒体である印刷物や案内表示も多く利用し、広く市民への情報提供を行っている。

しかし一方で、印刷物等の作成には費用が伴うことから、必要性はもとより有効性や経済性も十分検討される必要がある。

そこで、市の印刷物や案内表示について、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて適正に作成され、有効に活用されているかなどを検証するための監査を実施し、今後の行政運営に資することを目的とした。

2 監査対象項目及び着眼点

令和3年度に各課で発行した印刷物（チラシ、リーフレット、パンフレットなど）及び本庁舎等市有施設の案内表示を調査対象項目とし、監査対象局各課で作成された印刷物・案内表示が、関係法令等により適正に作成・設置されているか、次の着眼点に基づき、監査を実施した。

- （１）内容は利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。
- （２）情報提供の目的及び対象は明確か。
- （３）作成部数等、発行は適切に行われているか。
- （４）配布先や配布方法、設置場所等は適切か。
- （５）有効に活用されているか。
- （６）市民等の意見、要望を反映する機会を設けているか（ある場合、反映しているか）。
- （７）適切に管理されているか。

3 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象課から提出された「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」及び関係書類を求めて、定期監査に併せて実施した。

また、各課の所管する施設等について、必要に応じて実地監査を実施したほか、各課に対し、文書又は口頭で照会した。

4 監査により認められた事実

事務の執行については、おおむね、適正に処理されていた。

印刷物等による情報提供について

【総務局・環境局・出納室】

「印刷物、案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査の結果は、以下のとおりであった。

なお、出納室については、該当する印刷物等がなかった。

≪調査結果≫

(1) 印刷物の発行状況について（令和3年度分）

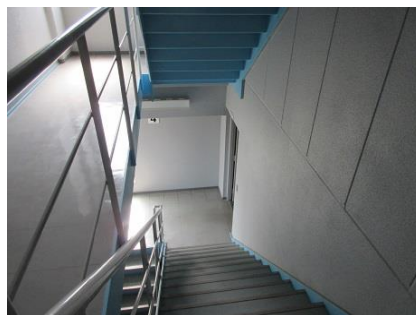
対象局	該当課数	件数
総務局	4	11
環境局	6	16

(2) 案内表示の設置状況について

対象局	箇所数	内訳
総務局	52	高松市公文書館、危機管理課51か所
環境局	4	環境業務センター、環境施設対策課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター

(3) 実地監査を行った施設等

令和4年4月19日に南部クリーンセンター、4月28日に環境業務センター、西部クリーンセンター、太田コミュニティセンター及び多肥コミュニティセンターにおいて、実地監査を行った。



南部クリーンセンター（施設の手すり・階段を、廃棄物再生利用施設及び管理棟は赤色、ごみ処理施設は青色で色分け）



太田コミュニティセンター・多肥コミュニティセンターの避難標識柱

定 期 監 查

令和4年度定期監査の結果について

1 監査対象局及び実施期間

総務局、環境局、出納室

令和4年4月11日から6月9日まで

2 監査対象事務

財務等に関する事務の執行

3 監査対象となる事務の執行年度

令和3年度

4 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

5 監査の結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	総務局	人事課	1	1	2
2		危機管理課	1	—	1
3	環境局	ゼロカーボンシティ推進課	—	1	1
4		環境指導課 適正処理対策室	—	1	1
	合計		2	3	5

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

令和4年度高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/gaiyo/keikaku.files/2022kansakeikaku.pdf>



事情聴取（令和4年6月9日実施）の状況

令和4年度定期監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	職員採用試験問題作成等の委託業務について	P7	総務局	人事課
2	指摘	適正な契約手続について	P8		危機管理課
3	意見	職員の謝礼の受取基準について	P9		人事課
4	意見	グリーン購入推進への率先した取組について	P10	環境局	ゼロカーボンシティ推進課
5	意見	見積業者の選定について	P11		環境指導課 適正処理対策室

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和4年度／総務局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和4年6月30日
所 管 課 等	人事課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	職員採用試験問題作成等の委託業務について		
指 摘 する 理 由	職員採用試験問題作成等の委託業務について、例年、同一業者と1者随意契約により採用試験を実施してきたとの理由により、口頭で見積通知を行い、業者決定前に問題集の必要部数を通知していた。 また、契約書には、市から受託者への必要部数の通知は、試験実施日の10日前までと記載しているにもかかわらず、その期間が確保されていない日付で契約締結を行っていた。		

指 摘	契約手続については、契約事務の透明性及び公平性を図り、十分な説明責任が果たせるよう法令等を遵守し、適正な事務処理及び審査を執行されたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市契約規則
内 容	(契約事務担当員の厳守事項) 第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。 (1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。 (略)

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和4年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和4年6月30日

所 管 課 等

危機管理課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

適正な契約手続について

指 摘 する 理 由

「令和3年度高松市総合防災訓練会場設営等委託業務」、「高松市地域コミュニティ無線登録点検及び申請業務委託」及び「令和3年度高松市洪水浸水等防災マップ配布業務委託」について、業者への通知文の不備や不適切な様式の送付などにより、執行同と支出負担行為書の添付文書との整合性がとれていないものが散見された。

指 摘

契約手続については、契約事務の透明性及び公平性を図り、十分な説明責任が果たせるよう法令等を遵守し、適正な事務処理及び審査を執行されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。
(1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。
(略)

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和4年度／総務局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和4年6月30日

所 管 課 等

人事課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

職員の謝礼の受取基準について

意見を付す理由

職員が行った勤務時間内の職務以外の業務に対し、謝礼として図書カードを受け取っていた事案が見受けられ、人事課にその可否を確認したところ、職員の勤務時間内の謝礼の受取について定められた基準等がないため、判断できないとのことであった。
また、職員によって、謝礼の受取に関する取扱いに差異が生じている事案も見受けられた。

意 見

市民に対する説明責任を果たすためにも、職員間で謝礼の受取に関する取扱いに差異が生じないように、職員の服務等を所管する人事課において、統一的な判断基準等を定めるよう、検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和4年度／環境局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和4年6月30日
所 管 課 等	ゼロカーボンシティ推進課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	グリーン購入推進への率先した取組について		
意見を付す理由	市民への周知を目的として、「プラスチックごみ削減講演会案内チラシ」及び「ごみ分別アプリ（日本語版・中国語版）啓発チラシ」を作成しているが、高松市グリーン購入基本方針に定める特定調達物品である「納入印刷物」に該当しているにもかかわらず、「適合品がないため」という理由で、古紙パルプを配合している用紙（再生紙）での発注を行っていなかった。		

意 見	グリーン購入の推進を図る環境局所管課として、再生紙による印刷物の発注を含め、環境に配慮した取組に率先して努められたい。
-----	---

根拠法令・通知等	高松市グリーン購入基本方針						
内 容	2 定義 (1) グリーン購入 物品等を購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。(略) (3) 特定調達品目 特定調達品目とは、重点的に購入を推進すべき環境物品等の種類をいう。(略)						
根拠法令・通知等	令和3年度特定調達物品等の購入目標						
内 容	令和3年度における個別の特定調達物品等（高松市グリーン購入基本方針に定める特定調達品目ごとにその判断基準を満たすもの）の購入目標は100%とし、品目は以下のとおりとする。（以下抜粋） <table><tr><th>分 野</th><th>品目数</th><th>特定調達品目</th></tr><tr><td>19 納入印刷物</td><td>1</td><td>納入印刷物（印刷請負を含む契約による納入物を指し、印刷封筒を含む。）</td></tr></table> 「19 納入印刷物」の調達に係る判断の基準と配慮事項 1 判断の基準 古紙パルプを配合している用紙（再生紙）が使用されていること。	分 野	品目数	特定調達品目	19 納入印刷物	1	納入印刷物（印刷請負を含む契約による納入物を指し、印刷封筒を含む。）
分 野	品目数	特定調達品目					
19 納入印刷物	1	納入印刷物（印刷請負を含む契約による納入物を指し、印刷封筒を含む。）					

定期監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和4年度／環境局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和4年6月30日

所 管 課 等

環境指導課
適正処理対策室

区 分

意 見

意 見 の 項 目

見積業者の選定について

意見を付す理由

「監視カメラ設置用警告看板作成設置業務委託」に係る見積徴取の業者選定について、「良好に業務が履行されてきた」ことなどを理由として、選定業者を見直すことなく、継続して一部の業者のみを選定していた。

意 見

見積業者の選定については、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者が、均等に受注機会を得られるよう、検討されたい。

根拠法令・
通知等

見積合せと指名競争入札との比較表 6P

内 容

○指名業者等の選定
(1) 市内企業優先と受注機会の均等
イ 特に指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）及び随意契約による場合は、次によること。
(ア) 中小企業の活用と育成に留意するとともに、一部・特定の企業に偏重することなく、受注機会の均等に配慮すること。